

預金通帳の「副印鑑票」廃止について

当組合では、通帳盗難の副印鑑票（通帳表紙裏面のお届け印）を悪用した偽造印鑑による不正な払出しなどの被害を未然に防止し、お客様の大切なご預金等をお守りするため、通帳の副印鑑票の貼付を廃止いたしましたのでお知らせします。

これに伴い、副印鑑票が貼付されている通帳のお取扱いを、以下のとおりにさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 取扱開始日

平成 29年 11月 17日（金）

2. 対象となる通帳の種類

- ・ 普通預金通帳
- ・ 総合口座通帳

3. お手持ちの通帳のお取扱い

ご来店いただいたお客さまは、副印鑑票を取り除かせていただきます。

ご来店いただけないお客さまは、ご自身で通帳から副印鑑票を取り除きのうえご処分いただくことも可能です。

Q1.通帳に届出印を貼付しなくても、本支店で払戻しできますか？

当組合の本支店で払戻しができます。

当組合では印鑑照合システムにより全店でお客様のお届印鑑を確認できます。

Q2.どの印鑑を届けたか判らない場合はどうしたらいいですか？

ご本人を確認できる運転免許証等、公的書類と通帳・印鑑をご持参のうえ、お取扱店の窓口でご相談ください。

4. 印鑑再提出のお願い

副印鑑票を取り除く際に、提出済み印影の不鮮明等により再提出のお願いをする場合がございますのでご了承ください。